## 国土調査による地図及び簿冊の作成公告

下呂市馬瀬数河地域内の土地について、国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号) による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定 により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

- 1. 地図及び簿冊の名称 岐阜県下呂市 地籍図原図 岐阜県下呂市 地籍簿案 (下呂市馬瀬数河の一部)
- 2. 閲覧期間 令和7年1月22日から 令和7年2月11日まで 20日間
- 3. 閲覧場所 下呂総合庁舎内 下呂市役所 建設部建設総務課 馬瀬振興事務所内 下呂市役所 馬瀬振興事務所
- 4. 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5. 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7. 閲覧は、期間中毎日9時から17時まで行うこととする。(ただし、閉庁日を除く)。

令和7年1月22日

下呂市長 山 内 登